

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

目 次

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和の背景・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 本県における看護職員等医療従事者の派遣の必要性等について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

1 へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和の背景

(1) 規制緩和に至るまでの概要

- 医療関連業務については、医療機関が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に対する支障が生じるとの懸念があることから、原則として労働者派遣が禁止されていた。
- 一方で、医師については、地域によっては、医師の確保が困難となっており、医師確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、平成 18 年より、へき地の医療機関への派遣については、例外的に労働者派遣が認められていた。
- 令和元年地方分権改革に関する提案募集に関する地方からの提案において、へき地の医療機関においては、医師だけでなく、看護師をはじめとする深刻な医療従事者の不足に悩まされており、そうした人材確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を可能とする必要性が指摘された。
- こうしたニーズを受け、都市部の医療機関からへき地の医療機関への医療従事者の派遣等により、へき地の医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与することや、これにより、へき地医療を地域全体で支えるシステムの構築が図られるとともに、へき地においても住民が安心して生活できる体制の構築を図るため、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和 3 年政令第 40 号。)が令和 3 年 2 月 25 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日よりへき地にある医療機関等において、看護師等が行う診療の補助等の業務について、労働者派遣が認められることとなった。

(2) 労働者派遣が可能となるへき地の範囲

市 : 秋田市 能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市 北秋田市 仙北市 にかほ市
鹿角郡 : 小坂町
北秋田郡 : 上小阿仁村
山本郡 : 藤里町 三種町 八峰町
南秋田郡 : 五城目町 八郎潟町 井川町
仙北郡 : 美郷町
雄勝郡 : 羽後町 東成瀬村

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令(平成 18 年厚生労働省令第 70 号)により、次の表のとおり定められている(令和 2 年 12 月 1 日現在)

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

(3) 規制緩和を実現するための考え方

- 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師（以下「看護師等」という。）について、既にへき地の医療機関への派遣が認められている医師と同様の枠組みにより、以下のとおりチーム医療への支障を回避する。
 - ① 各都道府県のへき地医療支援機構等による事前研修の実施
 - ・ へき地の医療機関に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元は、へき地において対応すべき医療ニーズが広範にわたり得るという特性にかんがみ、へき地の医療機関において業務を円滑に行うために必要な研修（以下、「事前研修」という。）を受けた看護師等を派遣することとする。
 - ・ 事前研修のプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等は、各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となって行う。
 - ② 派遣先による事前研修修了の確認
 - ・ 派遣先は、派遣される看護師等が事前研修を受けているか、へき地医療支援機構等が発行する修了証明書により確認することとする。
 - ③ 派遣先による教育訓練
 - ・ 派遣労働者である看護師等を受け入れる医療機関は、派遣元からの求めの有無等にかかわらず（※）、受け入れ後にあっても、地域における医療事情に、より即応した内容・形態の研修を必要に応じて行うなど、へき地において業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会の確保に努めることとする。
 - ※ 労働者派遣法上、派遣先は、派遣元からの求めに応じ、派遣先が雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練について、派遣労働者にも実施する等必要な措置を講じなければならないこととされている。

(4) 各都道府県的事前研修の実施状況

- 事前研修を実施している都道府県（20）
北海道、山形県、福島県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県
 - 事前研修を実施していない都道府県（27）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県
- ※各都道府県HP等による医務薬事課調べ（令和7年3月14日現在）

へき地の医療機関への看護師等の派遣について

2 本県における看護職員等医療従事者の派遣の必要性等について

○ 令和6年度秋田県へき地医療支援計画策定等会議でのご意見等

- ・ 県内の医療機関においては看護師が不足している状況が恒常的にあるため、派遣法の規制緩和により病院のスタッフを確保できるようになったことは意義深いことと認識している。
- ・ 現状では看護師の募集を出しても応募がなく、他の方法で人員を確保できるスキームができるのであればありがたい。
- ・ 本県においても、へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となるよう、事前研修の実施に向けた協議を進めていきたい。

○ 事前研修の実施に向けたスケジュール（案）

